

# 第12回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 第12回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年8月1日(木)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時37分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

|     |               |         |  |
|-----|---------------|---------|--|
| 会 長 | 平 野 元         |         |  |
| 委 員 | 矢 口 貢 男       | 村 橋 忠 夫 |  |
|     | 久 保 田 ・ (ひとし) | 渡 辺 政 勝 |  |
|     | 武 山 和 行       | 藤 岡 功   |  |
|     | 杉 田 實 男       | 山 田 登   |  |
|     | 三 井 怜 子       | 高 橋 稔   |  |
|     | 横 山 善 道       | 川 島 清 夫 |  |
|     | 山 崎 雄 作       | 舩 戸 繁 俊 |  |
|     | 上 野 政 幸       | 棚 橋 壽 子 |  |
|     | 田 中 一 男       | 大 西 克 巳 |  |
|     | 小 森 英 明       | 河 口 衛   |  |
|     | 高 瀬 茂         | 花 村 進   |  |
|     | 石 神 み ち 子     |         |  |

以上23名

顧 問 山 田 忠 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

坂 正 光 平 光 節 夫

以上 2名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝 田垣 隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会総務専門部会

専門部会長 船戸 時夫

行政一般分科会長 鷺見 奉子

一般管理分科会長 長屋 義明

企画財政副分科会長 三輪 隆博

高富町・伊自良村・美山町合併協議会教育専門部会

専門部会長 駒田 武久

学校教育分科会長 小林 圀之

学校教育副分科会長 川島 信雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 久保田 裕司 安川 英明

土田 浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 新委員委嘱
- 4 議題

報告事項

報告第21号 第3回・第4回議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について

協議事項

協議第8号 新市の名称について（継続協議）

協議第22号 新市まちづくり計画について（継続協議）

協議第28号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議第41号 学校教育関係事業の取扱いについて

確認事項

第13回合併協議会開催日程等について

- 5 その他
- 6 閉会

事務局長 本日は、県からの坂委員と平光委員におかれましては、公務のためご欠席で  
ございます。

ただいまから第12回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、皆様方にご報告を申し上げます。

前会長でありました高富町長の辞職に伴いまして、本年6月4日以降本協議会の会長職  
は空席となっております。このため、新しい高富町長の就任に伴い、協議会規約第6条  
の規定に基づきまして、去る7月23日、3町村長の協議によりまして、高富町長が会長  
に就任することになりましたので、ご報告を申し上げます。

それから、去る7月24日に美山町議会におきまして議長が交代されております。長屋  
議長から田中議長に交代されているということで、規約第8条第1項に基づきまして議長  
が委員に就任していただくということになっております。後程ご紹介を申し上げます。

午後1時30分 開会

事務局長 それでは、開会に当たりまして、会長であります平野元高富町長よりごあい  
さつを申し上げます。

会長 今日は大変暑い中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。このたび、  
高富町・伊自良村・美山町合併協議会の会長にご推挙をいただきました高富町長の平野元  
でございます。もとより、その器ではございませんが、責任の重大さを自覚し、山県郡発  
展のために専心努力をいたすつもりでございますので、何卒皆様方のご指導、ご鞭撻を切  
にお願い申し上げる次第でございます。

さて、本協議会は本日まで順調に合併協議が進んできております。今日、地域住民の  
方々の合併に関する関心は高まってきております。

私ごとでございますが、去る7月14日の高富町長選挙におきまして、皆様方の温か  
いご支援をいただき、当選の荣誉に浴し、高富町長の職を預からせていただくことになり  
ました。今後ともよろしくお願いを申し上げます。この選挙戦の折にも、3町村の合併に  
よる新市への期待が高まっているということを身にしみて実感した次第でございます。改  
めて申し上げますまでもございませんが、山県郡3町村の将来ビジョンにつきましては、委  
員皆様方の貴重なご意見を一つ一つ拾って、作りあげていくつもりでございます。今後  
におきましても、引き続き地域の創意工夫を生かし、話し合いが活発に行われるとともに、  
一步一步着実に進んでいきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますがご  
あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

事務局長 ありがとうございます。

今回一部の委員が交代されておりますので、ここで新しく委員になられました方に対して委嘱状の交付をさせていただきます。先ほど美山町議会で議長が長屋さんから田中さんに交代されましたので、田中議長に委員に就任していただきます。

会長が新しく委員になられました方のお席の前まで出向いて直接お渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

事務局長 ありがとうございます。それでは、田中様、一言ごあいさつをお願いいたします。

委員(田中一男君) 前長屋議長に替わりまして、私が未熟者でございますが、美山町議会議長ということで、今回また皆さんにお世話になることになりました。どうかひとつよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議時間は概ね3時半まで、約2時間ということを目安しておりますので、委員の皆様のご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。議長につきましては、会長である平野高富町長にお願いをいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが議事に入らせていただきます。座ったままで失礼ではございますが、ご了承願いたいと思います。

お配りしております資料の中で、報告事項の報告第21号の第3回・第4回議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について、小委員会の河口委員長から報告を求めます。

委員 それでは、ご報告をさせていただきます。

7月15日月曜日、第3回議会議員の定数等に関する検討小委員会を開催いたしました。当日は、都合で藤岡委員と高瀬委員のお2人が欠席で、10名の委員出席のもとに開催をいたしました。その概要を報告させていただきます。

第2回小委員会で継続協議となっておりました在任特例制度を適用した際の在任期間についての協議をいたしましたが、当日は最終的な意見集約に至らず、次回の小委員会へ継続協議となりました。また、議員定数や選挙区を設けるかどうかにつきましても、在任期間の問題と不可分一体の協議事項であることから、引き続き協議をすることになりました。以上が第3回の小委員会報告でございます。

続きまして、第4回小委員会を7月25日木曜日、全委員出席のもとに開催いたしました。その概要をご報告いたします。

まず、冒頭に小委員会委員の交替についての報告をいたしました。これは7月24日に美山町議会議長が長屋孝さんから田中一男さんに交替されたことにより、合併協議会委員も自動的に交替されたことによるものでございます。したがって、議長として当小委員会委員に就任されていた長屋委員の後任として田中一男さんにご尽力を賜ることになったというものでございます。次に、第3回小委員会で継続協議となっております在任特例制度を適用した際の在任期間について協議をいたしました。過去3回の小委員会での慎重な協議を踏まえ、在任期間については合併後1年1カ月、つまり平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任するということが確認をされました。

この在任期間を設けた理由でございますが、まずその1つ目の理由としましては、合併の効果がより一層確実に発揮され、新市建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前の各合併関係町村の議会の議員が、合併後も引き続き新市の議会の議員であることを一定期間保障することにより、その意見を予算編成等に反映させ、新市建設計画の実行性を高めていくということができるといいうメリットを評価いたしました。さらに、付け加えて申しますと、皆様方も既にご存知の合併特例法が制定されたときには、在任が可能な最長期間は1年とされていたのですが、新市町村建設計画の円滑な実施のためには、議員の選挙の実施が、合併後少なくとも1会計年度を経過した後とすることが望ましい。ということから、平成7年の合併特例法の一部改正によりまして、在任が可能な最長期間が1年から2年に延長されたという経緯がございます。

2つ目の理由としましては、新市の均衡ある発展を配慮するという見地から、地域の代表制を確保すると、これが必要不可欠ということですから、現委員が3町村でそれぞれ選挙されているということから、合併後のこうした過渡期、各地域の住民の声が行政に届きやすいだろうということでございます。ただし、協議の中では速やかに行政の一体化を図り、合併の効果を一刻も早く住民に示す必要がある、そういうことではないかとの議論も当然ありました。在任特例期間を1年1カ月という結論を導き出すまでには、各町村住民代表として、あるいは議会代表として、また合併協議会委員として、それぞれの立場で新市のあるべき姿を描いた上での意見を総合的に検討調整したものでありますので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、在任期間の案件と一体不可分の協議事項となっております議員定数や選挙区を

設けるかどうかについての協議結果について報告をさせていただきます。

まず、新市の議会の議員の定数につきましては22人ということで確認をされました。議会の議員の定数を法定の上限であります26人から22人にまで絞り込む際には、定数削減の大きな時代の流れを踏まえまして類似団体の議員の定数等を参考にするとともに、合併という特殊事情や新市の地域性を考慮いたしまして、総合的に検討した結果でありますことを申し添えたいと思います。

なお、選挙区を設けるかどうか、またそれに関連する事項につきましては、当小委員会で方向性を示すより、現議員さん方の在任特例適用期間中に新市において時間的な余裕を持って検討していただいた方がよろしいのではないかという結論に至りました。一見いたしますと、当委員会が本題の任務を先送りしたのではないかと、こういうふうなとらえ方がされるかもわかりませんが、4回に亘りましてさまざまな協議がなされ、その経緯を十分に踏まえて総合的に検討いたしました結果ということで、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上で第4回の協議会報告とさせていただきます。

そこで最後になりますけれども、私ども12名の小委員会の委員が協議してまいりました中で、新市の議会の議員の定数等についての確認事項であります検討結果報告を別紙に添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

これをもちまして当小委員会に課せられました任務は一応終結したものと考えておりますが、私どもといたしましては、あくまで新しいまちづくりのために、このことを絶えず念頭に置いて努力を傾注してまいったつもりであります。4回に亘る協議を通じまして、各委員さん方に新しい時代を迎えるにふさわしい建設的なご意見ご提言など、数々賜りましたことを厚くお礼を申し上げまして、本検討小委員会の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま河口委員長さんからご報告がございました件につきまして、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。なお、ご意見につきましては、後ほど協議の中で承りたいと存じます。よろしく願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 よろしゅうございますか。質疑なしの声がございました。特にご質問ないようでございますので、続きまして、協議事項に入らせていただきます。

協議事項といたしましては、継続協議となっております協議第8号、協議第22号及び

協議第 2 8 号につきましては後程の協議とさせていただきます。

まず、協議第 4 1 号の学校教育関係事業 の取扱いについてのご協議をお願いいたします。これについて事務局からご説明いたします。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

協議 4 1 号としてあります資料をご覧ください。1 枚だけの資料でございます。

通学区域の調整方針を示したものでございます。調整の方針というところをご覧くださいますと、これ前に（案）が抜けておりまして大変申し訳ないんですが、（案）というつもりで提出しておりますのでご了承ください。

通学の区域については、現行のとおりとする。ただし、教育的、社会的状況の変化に適切に対応するものとするとしてございます。下に現行の小学校、中学校の通学区域が明記してございます。ただ、美山町の中学校につきましては既に条例改正が行われておりまして、下の米印のところを見ていただきますと、「美山北中学校及び美山南中学校は、平成 1 5 年 4 月 1 日に統合して美山中学校となるため、それ以降の通学区域は美山町全域となる」としておりまして、もう既にこれは決まっていることではございますが、現在の美山北中学校、美山南中学校を統合して美山中学校になる予定ということになっておりまして、それ以外につきましては現行の通学区域で統一してございます。調整方針案のとおり、通学区域については平成 1 5 年 4 月 1 日においては美山中学校のこの状況を除いては現行のとおりということになります。美山中学校につきましても予定どおり、美山中学校として現在の美山町全域を対象とした中学校となるということではございます。

ただし書きで、教育的・社会的状況の変化に適切に対応するものとするとしてございませけれども、これは、人口の増減等の状況、それから教育的状況の変化に応じましてそれぞれ適切に対応してまいりたいという一般論でございまして、これについてもご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明いたしました学校教育関係事業の取扱いにつきまして、ご質問ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

委員 学校の区域というのはこういうふうでいいと思いますが、このときに、最近同じ市内の中の学校だったら、校区外でも通学ができるとかというようなことを、マスコミなどで知ることがある訳ですが、そういうようなことについては何か協議されましたか。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 今おっしゃったように、通学区域を外した通学につきましては現在のところ検討しておりません。新市におきましてどうするかというのはあるんですけども、現在合併協議の中ではそのような方策というのは検討しておりません。

議長 他にございませんか。

暫時後

議長 ご意見がないようでございますので、学校教育関係事業 の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただくことにしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということでございますので、協議第4 1号の学校教育関係事業の取扱いにつきましては、原案のとおり承認されました。

続きまして、継続協議となっております協議第2 2号の新市まちづくり計画についてのご協議をお願いいたしたいと思っております。

これについて、事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、協議第2 2号の新市まちづくり計画につきましてご説明を申し上げます。

これにつきましては、別綴じの新市まちづくり計画案としたものが付けてございますが、これは前回までに財政計画まで全てご説明申し上げたとおりのそのままのものでございまして、前回までご説明申し上げたものと変わっておりません。今回ご提案申し上げましたのは、別に写しという形で公文書の写しが付けてあると思うんですけども、岐阜県知事から合併協議会宛ての文書でございまして、新市建設計画の協議について(回答)としてある文書でございます。新市建設計画につきましては、合併特例法5条第3項に基づきまして、知事への協議が必要になっております。知事から異議がないというご回答をもらわない限り成立しないというものでございまして、それに従いまして私どもは合併協議会からは7月8日付けで知事宛てに、現在付けてある計画を添えて協議をいたしましたところ、写しにありますように、7月18日付けで県知事から異議がないという回答をいただきました。晴れて知事の方からオーケーをいただきましたので、今回お付けをしております計画案でご承認をいただけたらということで、最終の区切りということで提案させていただきました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明いただきました計画につきましては、何かご意見ございま

すか。

暫時後

議長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということでございますので、協議第22号の新市まちづくり計画については、原案のとおり承認されました。

続きまして、同じく継続協議となっております協議第28号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてのご協議をお願いしたいと思います。先ほど小委員会の河口委員長さんから報告がございましたが、これにつきましてご意見がございましたら発言をお願いいたします。よろしく申し上げます。

暫時後

委員 質疑はございません。

議長 他にご意見ご質疑ございませんか。

暫時後

議長 ご意見もないようでございますので、議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、小委員会での報告のとおり、議会の議員については市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定に基づき、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。新市の議会の議員の定数は22人とする。選挙区につきましては、新市において在任特例適用期間中に検討するというところでございますが、そういうことにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、以上のとおり承認されました。

次に、協議第8号の新市の名称についてのご協議をお願いいたします。これにつきましては、前回の協議会において3つの新市名称候補の中から、本日投票により決定することということになっております。このことに関しまして、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

暫時後

委員 この新市名称につきまして、前回この資料にありますように、新市の名称3候補ということで決定された訳です。岐北市、美濃山県市、山県市ということでございますが、この中からさらに1点に絞らなきゃならん訳ですが、この内容について新市名称候補

の主な決定理由として、細かく内容説明を資料としていただいておりますけれども、私も小委員会の会議中に丸山幸太郎先生から地名の命名についてと題して講話を受けたところですが、このことについて資料として私どもはありますが、さらにこれをコピーして配付あるいは現在この場で朗読をしてもらうのがいいかなということを感じる訳なんです。その丸山先生の講話の中に、山県という地名についてということもお調べになっている訳です。西暦702年のころからこういった名称を使っておると説明を受けておりますので、こういったことも今さらながら認識をしながら、ただその字が書きいいからとか、簡単だからというものではないと思う訳ですが、非常に地域住民もこの新市名称については関心を持っておられますので、最終的にこの3候補の中から1点を絞らにゃならん訳なんです。これは地域の方は早く決めてくれんかなと思っております。商品券10万円もらえんかなというような冗談まじりの話も聞いておりますし、もう一点は、いくら百姓でも、住所、氏名、電話番号、ファクス番号を書いたゴム印などと、新市になれば、そういうことで、早く決めてくれんかなという要望もございますので、その点をお取り計らいをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ご意見ありがとうございました。

今委員の方から大学の先生からお聞きしたこと等について、事務局への要望ということでございましたが、今その詳細を持ち合わせておりませんが、今委員の言われた大体内容はそういうことだと私も存じております。確かに山県という文字は西暦702年からそういう名前が出ておると、非常に由緒ある名前だということで、山形県山形市というのもあるけども、距離も離れておるし、また字も違うというようなことで、いろんなご意見は拝聴しておりまして、いずれにしましても今委員から説明があったとおりでございます。

他にご意見ございませんか。

暫時後

議長 よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、新市の名称を決定するために投票を行いたいと思います。よろしく願いします。

事務局長 それでは、投票をしていただくということで、前回と基本的には同じでございますが、今回3つ表記してございますので、自分がこれだと思ふものの上に丸印を書いて、今度は当然1個でございます。1人1票ということでございますし、1個だけ付けて

ください。2つ以上お付けになりますと無効ということになってしまいますので、1個だけお付けください。

それでは、これから事務局の方から投票用紙をお配りいたしますので、ご覧ください。書くのは暫くお待ちください。

(投票用紙配付)

事務局長 ここで、一般に投票すると言っておりますので、今回当然一番多数のものに決するということになると思いますが、場合によっては2者あるいは3者が同数になってしまうということもあるかと思えます。その場合には結果に応じて、また同数とならなくても非常に拮抗しているという状態になる可能性もございますので、その場合はまた当然私ども会長、副会長ともご相談いたしますけれども、皆様にもご協議をいたしますので、その際には単に数が1票でも多いものということになるかどうかにつきましても、皆様に今一度ご相談申し上げることがございますので、ご了承いただきたいと思えます。基本的には多数のものということにしたいと思えますが、事の重大性から申しまして、拮抗している、あるいは同数であるという場合にはご相談申し上げることもあるかと思えますので、その点、ご了承いただきたいと思えます。

会長、その点のご確認だけお願いします。

議長 ただいま事務局の方から申し上げましたとおり、そういった処理の対応については協議をするというようなことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないということでございますので、そういうふうにやりたいと思えます。よろしくをお願いします。

事務局長 それでは、該当するものの上に1個だけ丸印をお書きください。その後、事務局の職員が投票箱を持って回りますので、ご投票ください。

副委員長、申し訳ないですが、投票箱の中が空であることの確認をお願いします。

(投票箱点検)

事務局長 ありがとうございます。それでは、事務局が回収に参りますので、お入れください。

(投票)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、前回と同じように両副委員長にお立ち会いをいただいて、開票させていただきます。

きたいと思いますので、前回と同じように事務局の方をお願いいたします。

議長 それでは、暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

(開票)

午後2時16分 再開

議長 お待たせしました。休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

それでは、投票結果を発表いたします。

岐北市9票、美濃山県市5票、山県市10票。

以上のような結果でございます。

先ほど投票に先立ちましてご説明しましたように、拮抗しておりますので、皆さん方のご意見を承って対応していきたいというふうに考えております。ご意見がございましたらどうぞよろしく申し上げます。

暫時後

議長 例えば、1票でも多いので選ばれたという意見もございましょうし、それから9票と10票で非常に接近しとるということで、1位、2位の決選投票ということもございましょうし。その他いろいろご意見もあろうかと思っておりますので、委員の皆さん方のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいというふうに思っております。ご意見ございませんか。

委員 当協議会においては、新市名称において特にトラブルもなかったように記憶しておりますし、協議会の席でも先ほど委員さんもおっしゃいましたような勉強会もした訳でありますけれども、開票してこういうような結果になれば、私は当然1票でも多い方で、決選投票ということに持ち込まなくてもご理解がいただけるんじゃないか。5票であった美濃山県という方、これは決選投票から消える訳ですけれども、もし決選投票が行われたとしても、この美濃山県という方が岐北市へ行くという可能性は極めて薄いような感じがいたしますので、私はこのままの開票の結果で山県に決定してもいいような感じがいたしますが、いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。

ただいまは1票でも多い山県でよいのではないかというご意見でございます。他にご意見ございませんか。

暫時後

議長 よろしゅうございますか。

暫時後

議長 他にご意見もないようでございますが、ただいまお話がございましたように、この獲得票数どおり10票獲得した山県市ということで決定をいたしてもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がございませんので、新市の名称は山県市ということに決定いたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、報告していただきました中では、名付け親大賞等の抽選を行いたいと思います。これにつきまして、事務局から説明をいたします。

事務局長 皆様ご存知のとおり、この新市名称を変更するに当たりましては、一般公募を行いまして、多数の皆様からご応募いただいた訳で、これにつきましては、懸賞を実施するということでした。懸賞の内容につきましては、皆さんご承知のことと思いますが、お手元に1枚資料を配らせていただきました。簡単にご説明申し上げますと、名付け親大賞として1名、賞品としましては10万円分の商品券でございます。これは山県市に応募された方の中から抽選により1名を決定するということになっております。大賞の方を合併協議会等に招へいし、表彰するという予定になっております。

それから、名付け親賞といたしまして10名、これは1万円分の商品券を授与するということになっております。これは新市の名称として決定された作品の応募者の中で、名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により最高10名を決定するというので、それから特別賞につきましては、20名ということで5,000円相当地元特産品を授与するということになっております。ただ、小委員会で選定された候補のうち、新市の名称として決定されなかった名称の応募者の中から抽選により最高20名を決定するというので、9つの候補、前回投票していただいたうちで、山県市以外の候補に応募された方の中から20名ということになっております。

それから、これは今回新たにご紹介申し上げる分でございますけれども、実は今回の名称募集に当たりまして、郵便局さんからぜひこの新市名称候補の募集について協賛をしたいという申し出がございまして、参加賞として50組分の文具等をご提供いただきました。これは全応募者、ただし、当然上記の受賞者を除くんですけれども、その中から抽選により50名を決定するというにいたしまして、郵便局さんからの申し出をお受け

するという事にいたしましたので、ご了承いただきたいと思います。

本日でございますけれども、山県市ということに決まりましたので、公開の場で抽選を行いたいと思います。すべてを抽選するという訳にもまいりませんので、本日は名付け親大賞の1名の分を会長に抽選をお願いしたいと思います。

それから、続きまして名付け親賞といたしまして10名分につきまして、本日は副会長のお二人、美山町長さんと伊自良村長さん、それから山田顧問、それから副委員長のお二人ですね。それぞれ2名ずつ抽選をしていただいて、5人に引いていただきますので、10名ということの抽選をしていただきたいと思います。

それから特別賞の20名、参加賞の50名につきましては、これは公開で抽選ができませんが、これは副委員長お2人の管理のもとに事務局の方で厳正な抽選をさせていただくということでご了承いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、名付け親大賞1名、こちらの方で、事務局の方で既に投票いただいた方の分をカード化して用意しておりますので、これを会長に抽選をしていただきます。

それでは会長、1名、1枚ご抽選をお願いします。

山県に投票させていただいた方というのは221件ございまして、そのうちからまず1名を抽選させていただきます。

(抽 選)

それでは、発表させていただきます。

名付け親大賞にご当選された方は、本巢郡北方町にお住まいの草野義正様でございます。

それでは、引き続いて名付け親賞10名の抽選をお願いしたいと思います。

(抽 選)

それでは、名付け親賞10名の方のご氏名を発表させていただきます。

岐阜市にお住まいの青地三貴太様、福井県敦賀市にお住まいの吉光静様、福岡県中間市の本越賢一様、それから伊自良村の南小学校、このときに応募されたときには3年生だったんですが、今4年生になってみえると思いますけど、遠藤しんた様、それから大阪府松原市の上田久子様、それから伊自良村の棚橋武治様、美山町の堀房子様、高富町の服部静夫様、富岡小学校、このときは富岡小学校6年生でいらっしゃいましたけど、現在中学生になっていらっしゃると思いますけれども、小原美佳様、岐阜市の松浦克太様。以上の方が当選されました。おめでとうございます。

公開の抽選は以上で、名付け親大賞及び名付け親賞で披露させていただきまして、先ほど申し上げましたように、特別賞及び郵便局から提供いただいた参加賞につきましては、副委員長のお2人に管理していただいて事務局の方で厳正な抽選をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。抽選については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

新市の名称も山口市と決定し、ただいま懸賞の抽選も無事終わりました。そういったことで、新市の名称を決定していただきました。

次に確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、通常どおり9月1日はあいにく日曜日となっております。翌日の9月2日の月曜日ということでお諮り申し上げたいと思います。また、開催時間につきましては本日と同様午後1時30分からということでお願いしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないということでございます。

それでは、次回は9月2日月曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆様方大変お忙しいところ、それぞれお忙しいことと存じますが、万障お繰り合わせの上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。また、詳しい内容等につきましては追って事務局から改めてご案内させていただく予定でございます。

次回の会議の協議事項等につきましては、事務局の方から説明させていただきます。

事務局長 当初予定をしておりました合併協議事項につきましては、私どもの思いでは本日をもって全てご承認を頂いたものというふうに思っております。したがって、次回の協議会におきましては、合併協定案につきましてご提供申し上げます。合併協定案と申しますのは、これまでご協議いただいた事項を列記したものでございまして、既にご承認いただいた事項ばかりでございますので、問題なくご了解いただけるものと思っておりますけれども、とりあえずこの合併協定案をご提供したいと思っております。

それから、本日名付け親大賞に選ばれました方の賞品の授与式と申しますか、簡単なセレモニーを行いたいと思っております。

何度も繰り返しますけれども、本日をもって協議事項の全てが整ったという認識でございます。一言だけ付議させていただきますけれども、合併特例の中で、地域審議会という制度がございます。これにつきましては、議員の在任特例と密接な関係がございまして、本日ご協議いただきましたように1年1カ月ご在任いただくということで、地域代表の意

味もあるというご説明もあったと思いますけれども、地域審議会につきましては、私ども3町村長とも十分協議の上、提案しないということにしておりますので、本日をもって協議事項としては終了ということでご認識をいただきたいと思います。

あわせて、今後のスケジュールでございますけれども、簡単にご説明を申し上げます。

この後、合併協定書につきまして承認をいただきますれば、9月末ごろ、今のところ本当に事務的なスケジュールで申しますと24日頃に合併協定を結べたらというふうに思っております。これはあくまでも事務局の思いでございますが、まだ公式には決まっておりません。その後これは各町村の議会のお話になりますので日にちは申し上げられませんが、合併議決をお願いできたらという思いでございます。これも事務担当者としての思いでございますが、あくまでも各町村あるいは町村議会でお決めになることでございますので、ここではまだ決まっておりませんが、この後そのようなスケジュールでお願いしたいと思っております。その後、合併申請を県にいたします。市になろうとしておりますので、国まで協議が必要でございますので、これに約2カ月要すると言われております。その後12月の県議会で議決をいただいた上で県知事から合併の処分を頂くということになりまして、年明けにも合併の告示を頂けたらというような思いでございます。何度も申し上げますが、これは合併協議会事務局としての思いでございますが、いずれも国、県あるいは町村、各町村議会というそれぞれの判断主体がございますので、それぞれでご判断いただくことでございます。今のはあくまでも私どもの思いでございますので、ご了承ください。何とぞご協力をいただきますようお願いを申し上げます。次回におきましては合併協定案の方、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

それから、今回一部、福祉医療につきまして私どもの調整案に誤りがあったものですか、修正しております。どこが誤っていたかと申しますと、調整案のところ、乳幼児医療費助成事業については、新市において対象者を小学校就学前、6歳に達した日以降における、ここが最初の4月1日までと当初なっておりますが、これでご承認をいただいたのでございますけれども、よくよく鑑みますれば、小学校就学前というのは4月1日から小学校へ就学いたしますので、この日だけがおかしいという状況になってしまいまして、これを3月31日というふうに改めさせていただき、合理的な線で改めさせていただきたいということで、小学校就学前ということにつきましては、十分ご承知をいただいておりますので、事務レベルでここを直させていただきたいということで、今回は改めましたも

のを、下線を引いた上でお配りしておりますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

次に、レジユメに従いまして5のその他でございますが、何かご意見ございませんでしょうか。

暫時後

議長 それでは、特にご意見もないようでございます。

それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。会議進行にご協力いただきまして感謝申し上げます。本日の合併協議会は、これをもちまして終えさせていただきます。誠にありがとうございました。

事務局長 それでは、以上をもちまして第12回合併協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時37分 閉会